目 次

<u> 共済組合</u>

6	貸付事業	につい	7																										
	(1)	貸付け	の種	類・	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1	
	(2)	貸付利	率·		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	3	
	(3)	貸付金	を受	けた	٧١	とき	<u>ŧ</u> .	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	
	(4)	返済方	法・		•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1 0	
	(5)	償還の	猶予	につ	VV.	7		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1 4	
	(6)	留意事	項•		•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1 5	
	(7)	田信制	府.							_																		1 Q	

19

(1)貸付けの種類

公立学校共済組合が行う貸付けは、一般組合員(再任用組合員等(注記 2)を除く。)及び船員一般組合員(以下、「組合員」という。)、再任用組合員等並びに任意継続組合員の臨時の支出(生活費・借金返済・営利・投資のための借入れは不可。申込日以降に必要となる支出)に対するもので、その種類(貸付種別)、貸付事由、貸付限度額及び償還回数は次の表のとおりです。

貸付種別	貸付事由の要旨	貸付限度額	償還回数
一般貸付け	組合員が臨時に資金を必要とする場合	200 万円 (注記 1)	120 回以内
特 別貸付け	再任用組合員等 (注記 2) が臨時に資金を必要とする 場合	給料月額×3/10 ×残任期月数 (最高 200 万円)	残任期月数 以内 (最高 120 回)
住 貸 付 け	組合員が自己の用に供するための住宅の新築等(注記3)をするため資金を必要とする場合	1,800 万円 (注記 4)	360 回以内
住宅災害貸付け	組合員が自己の用に供している住宅または敷地が非常 災害により5分の1以上損害を受け、新築等(注記3) をするため資金を必要とする場合	住宅貸付けの 限度額の 2 倍額 (最高 1,900 万円)	360 回以内
介護構造 部分貸付け	組合員が要介護者に配慮した構造を有する住宅の新築等(注記3。ただし、敷地の購入、借入れ、補修を除く。) をするため資金を必要とする場合	300 万円	360 回以内
教 育貸付け	組合員、被扶養者または被扶養者でない子、孫もしくは 兄弟姉妹が小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・ 中等教育学校・特別支援学校(幼稚部を除く。)・大学及 び高等専門学校その他の教育機関に入学または修学す るため資金を必要とする場合	550 万円 (注記 1)	250 回以内
災 貸 付 け	組合員または被扶養者が非常災害を受けたため資金を 必要とする場合	200 万円 (注記 1)	120 回以内
医 療 貸 付 け	組合員、被扶養者または被扶養者でない配偶者、子、孫、 兄弟姉妹もしくは父母が医療を受けるため資金を必要 とする場合	120 万円 (注記 1)	110 回以内
結 婚 貸 付 け	組合員または子が結婚するため資金を必要とする場合	200 万円 (注記 1)	120 回以内
葬 祭 貸 付 け	組合員が被扶養者または被扶養者でない配偶者、子、孫、 兄弟姉妹もしくは父母の葬祭を行うため資金を必要と する場合	200 万円 (注記 1)	120 回以内
高額医療貸付け	組合員(再任用組合員等(注記2)及び任意継続組合員を含む。)及び被扶養者が高額療養費の支給の対象となる療養に係る支払いのため資金を必要とする場合(注記5)	高額療養費 相当額 (千円単位)	高額療養費 支給時に一 括して控除
出 産貸付け	組合員(再任用組合員等(注記2)及び任意継続組合員を 含む。)が出産費または家族出産費の支給の対象となる 出産に係る支払いのため資金を必要とする場合(注記6)	出産費または家族 出産費相当額 (千円単位)	出産費等支 給時に一括 して控除

【補足】

- ・貸付けの申込金額は10万円単位(必要額に10万円未満の端数がある場合は、これを切り 捨て)となります。(高額医療貸付・出産貸付は千円単位。教育貸付けのうち他の金融機関 からの教育ローンの借替えは1円単位まで可。)
- ・生活費等の恒常的支出・借金の返済のための借入れはできません。
- ・必要とする資金の範囲内での貸付けとなります。その額を超える貸付けを申し込むことはできません。
- ・一般・教育・結婚・葬祭貸付けについては、支払い後(貸付けの申込期間内に支払ったもの)の申込みも認めることとしますが、支払日から概ね1月以内とします。

貸付けの申込期間とは、前月の貸付申込締切日の翌日から貸付申込月の締切日までのことをいいます。

- (注記 1) 一般・教育・災害・医療・結婚・葬祭貸付けは、これらの未償還元金の合計額が 700 万円を超えるときは、当該額を超える貸付けを行うことができません。
- (注記 2) 再任用組合員等とは、次に該当する職員である組合員をいいます。
 - (1) フルタイム再任用職員
 - (2) 短時間勤務再任用職員
 - (3) 臨時的任用職員
 - (4) フルタイム会計年度任用職員
 - (5) パートタイム会計年度任用職員
 - (6) 任期付職員
 - (7) 常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日が 18 日以上ある月が、引き続いて 12 月を超えるに至った非常勤職員(常勤的非常勤職員)
 - (8) 任用(雇用)期間に定めのある職員
 - (9) 退職手当が支給されない職員
- (注記 3) 新築等とは、住宅の新築、購入、増改築、移築、修理、借入れ、または住宅の 敷地の購入、借入れ、補修をいいます。
- (注記 4) 住宅貸付けの限度額は、申込時における給料月額と組合員期間により算出します。組合員期間により算出した金額(表1により算出)と申込時における仮定退職手当の金額(表2により算出)を比較し、いずれか高い金額(10万円未満の端数は切り捨て)が限度額となります(ただし、1,800万円を上限とします)。

住宅貸付けの限度額の算定

給料月額 × 組合員期間による月数 または 退職手当支給率(自己都合) のいずれか高い額

[表1 組合員期間による月数]

組合	月数	
6月以上	3 年未満	10 月
3年以上	5 年未満	15 月
5年以上	10 年未満	25 月
10 年以上	20 年未満	35 月
20 年以上		45 月

※組合員期間が6ヶ月に満たない場合は貸付け不可。

[表2 (参考) 高知県職員の退職手当支給率(自己都合)]

勤務 年数	支給率	勤務 年数	支給率	勤務 年数	支給率	勤務 年数	支給率
1	0.5022	12	8.16912	23	24.6915	34	38.7531
2	1.0044	13	8.90568	24	26.3655	35	39.7575
3	1.5066	14	9.64224	25	28.0395	36	40.7619
4	2.0088	15	10.3788	26	29.3787	37	41.7663
5	2.511	16	12.88143	27	30.7179	38	42.7707
6	3.0132	17	14.08671	28	32.0571	39	43.7751
7	3.5154	18	15.29199	29	33.3963	40	44.7795
8	4.0176	19	16.49727	30	34.7355	41	45.7839
9	4.5198	20	19.6695	31	35.7399	42	46.7883
10	5.0220	21	21.3435	32	36.7443	43	47.709
11	7.43256	22	23.0175	33	37.7487	44	47.709

- (注記 5) 現物給付による高額療養費支給を受ける場合には、高額医療貸付けを受ける ことはできません。
- (注記 6) 出産貸付けは、一般貸付け等と異なり、毎月の給与から償還金を控除して返済する方法ではなく、共済組合から支給される出産費等から貸付金相当額を控除する方法によって返済します。

このため、出産費等の直接支払制度を利用される方は、出産費等がご本人ではなく病院等に支払われることから、出産貸付けを申し込むことができませんので、ご留意ください。

(2) 貸付利率

現在(平成30年1月1日)の適用利率等は次表のとおりです。

(年利率)

貸付けの種類(貸付種別)	A利率	B 保険料充当利率 (注記)	C 実質利率 (A+B)
一般・特別・住宅・教育・医療・結婚・ 葬祭貸付け	年 1.26%		年 1. 32%
住宅災害・災害貸付け	年 0.93%	年 0.06%	年 0. 99%
住宅・住宅災害貸付けのうち介護構造部 分に係る貸付け	年 1.00%		年 1.06%
高額医療・出産貸付け		無利息	

- ・平成19年3月までの貸付けは、Aの利率のみが適用されます。
- ・貸付金の利率は変動利率制です。

(注記) 保険料充当利率

民間金融機関における「保証料(率)」に相当します。

公立学校共済組合では、借受人に担保(連帯保証人や抵当権の設定等)を求めない代わりに、万一の場合に備えて貸付保険を導入しており、平成19年4月以降の新規(借替えを含む。)の貸付けから保険料の一部を借受人負担としています。

(3)貸付金を受けたいとき

① 受付と貸付日

ア受付方法

毎日受付(土・日曜日および休日は除く。) 郵送・持参どちらでも可

イ 締切日

毎月25日必着(25日が土曜日・日曜日または休日の場合は、その前日)

※締切日直前の提出で書類に不備があった場合は、翌月に貸付けできないことがあります。期間に余裕をもって早めにご提出ください。

※高額医療貸付けおよび出産貸付けについては、締切日はなく、随時受け付けます。

ウ 貸付日(送金日)

締切日の翌月20日(20日が金融機関の休業日に当たる場合はその翌日以降の最初の営業日)

② 提出書類(全貸付共通書類)

貸付けの申し込み時には、以下の書類が必要となります。

ただし、高額医療貸付けおよび出産貸付けの申し込み時には借入状況等申告書を提出 する必要はありません。

また、貸付種別ごとに必要となる書類については次ページ以降に掲載しています。

【必要書類】

- ・貸付申込書(様式第4-1号~4-6号のうち申込種別の様式)
- ・貸付借用証書(様式第4-7号)
- ・借入状況等申告書(様式第4-10号)
- ・貸付事業における個人情報に関する同意書(様式第4-11号)
- ・給料明細書等の写し(原本証明は不要)

③ 貸付種別ごとの添付書類

貸付種別ごとに必要となる添付書類は次表のとおりです。

(注記1) および(注記2) も必ず確認してください。

貸付種別	添	付	書	類
一般貸付け 特別貸付け	・・・なし ○貸付金額(借者	替えの場合は送金額) 替えの場合は送金額) が確認できる書類(2	が100万円以上	
住宅貸付け	別表のとおり			
住宅災害貸付け	別表のとおり			
介護構造部分に係る貸付け	③介護構造部分の ア.該当個所の	注宅の新築等に係る『 の内容およびその必要の分かる住宅の平面』 見積書またはこれに#	要額が確認できる 図等	
教育貸付け	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・在学証明書(発行を 別の教育機関にあって 別の教育機関にあり、か(様を 月以上きる書翻訳はきる書翻訳はきる書翻訳はきるの翻訳はきるの翻訳はきるの翻訳はきるののででである。 一を一を一を一を一を一を一を一を一を一を一を一を一を一を一を一を一を一を一を	画知書)ののの修程の 後3月以入教育号へ4 に規第4-17号をです。 では、教育号へ4 に対第4-17号をです。 では、教育号へ4 では、教育号へ4 では、教育のでするです。 は、教育のでするです。 は、教育のでするです。 は、教育のでするです。 は、教育のでするです。 は、教育のでするです。 は、教育のでするです。 は、教育のでするです。 は、教育のでするです。 は、教育のでするです。 は、教育のでするです。 は、教育のできるです。 は、教育のできるです。 は、教育のできるです。 は、教育のできるです。 は、教育のできるです。 は、教育のできるです。 は、教育のできるです。 は、教育のできるです。 は、教育のできるです。 は、教育のできるです。 は、教育のできるです。 は、教育のできるでするです。 は、教育のできるです。 は、教育のできるです。 は、教育のできるです。 は、教育のできるです。 は、教育のできるです。 は、教育のできるです。 は、、教育のできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるで	で記しています。 では、大学又は修学の では、大学又は修学の を(修学)に関する申立 では、大学又は修学の を(修学)に関する申立 では、大学又は修学の を(修学)に関する申立 では、大学又は修学の を(修学)に関する申立

	添	付	書	類
災害貸付け	被災の事実を証明する。 (市区町村、警察署、)			るり災証明書)
医療貸付け	①医療費を要する事実を 診断書等) ②対象者との続柄を確認			領収書の写し、医師の
結婚貸付け	①次のいずれかの書類 ア.結婚する事実を記 (結婚式場の挙式時 イ.婚姻後の申込みの(戸籍抄本等) ウ.内縁関係の場合に (住民票および民生 ②必要額が確認できる記 ただし、①のア.の ③対象者との続柄を確認	申込受理書、仲 り場合は、その事 は、その事実を は、その事実を を を しま数 は注記1) の き類 の に必要額 で 必要額	人の証明等) 事実を証明する 証明することの または所属所長 が確認できる場	できる書類 の証明書等)
葬祭貸付け	①葬祭対象者の死亡(立組合員との続柄が確認でいずれかの書類で申込事由が葬儀または法事等では法事等の申込事由が墓地の財産が発表の事との財産を関係を表し、②の書類である。	忍できる書類 (には法事等であ きを行うことを 文得等である場 目および購入日	戸籍抄本等) る場合 明らかにする書 合 を確認できる書	類
高額医療貸付け	保険医療機関等が発行す	る請求書またに	は領収書の写し	
出産貸付け	り医療機関等に一時的 ※妊娠4か月以上とは 分して決められる。 に入った以後をい ①母子健康手帳の写し ②妊娠4か月以上であ	医予定日まで2か (表所であるこ 月以内であるこ または妊娠4か またはに基が必ず は、受胎数の3かが は、受用数の3かが にまなを変形がら分が がます。 ここをを支払いる るこのこのでは、 このでは、 このでは、 このでは、 このでは、 このでは、 このでは、 このでは、 このでは、 このでは、	月以内の被扶着 とを証明する書 月以上の被扶養 妊娠4か月以上の 要となった者 兔予定日までの 計目(84日)を紹 る書類(様式の に要する費用の	を者を有する組合員 書類 者を有する組合員で、 の胎児の人工中絶によ 280日の標準日数を10等 経過し、4か月目(85日) 第4-20号)(注) 内訳のある請求書また

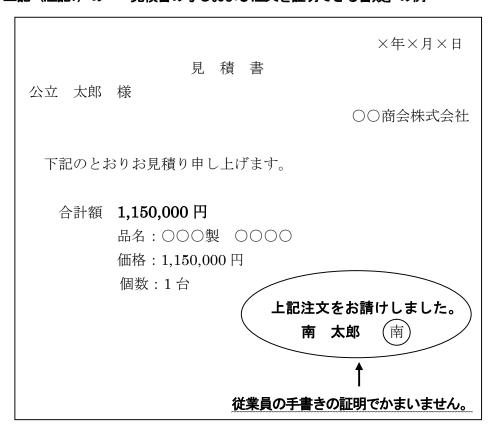
※ その他、必要に応じて別途に書類の提出を求めることがあります。

- (注記 1) 必要額が確認できる書類とは、次のいずれかの書類です。ただし、貸付け申込み期間内に支払が完了している場合は、領収書の写しをもって当該必要書類に代えることができます。
 - ア 契約書の写し
 - イ 請書の写し
 - ウ 請求書の写し
 - エ 見積書の写しおよび注文を証明できる書類の写し

なお、見積書(または注文書)に注文先の従業員による注文の証明を加筆のうえ、 押印してもらうことにより、これを**「見積書の写しおよび注文を証明できる書類」** として取り扱うことができます。

また、<u>注文を証明できる書類</u>で必要額が確認できる場合は、見積書の添付を省略することができます。

上記(注記1)のエ「見積書の写しおよび注文を証明できる書類」の例



(注記 2) 対象者が被扶養者でない場合は、組合員との続柄が確認できる書類(住民票、戸籍抄本等)を提出する必要があります。

[別表]

	申込事由	添 付 書 類
土地付生	新築購入 (建築中のもの を含む。)	① 売買契約書の写し② 登記事項証明書(土地)③ 確認済証の写し④ 住宅の平面図
住宅を含む。)	中古購入	 売買契約書の写し 登記事項証明書(土地) 登記事項証明書(建物) 住宅の平面図
	新 築	① 工事請負契約書の写し(契約金額が150万円以下の場合は、請書の写しでも可)② 登記事項証明書(土地)および土地使用承諾書(様式第4-13号)③ 確認済証の写し④ 住宅の平面図
住	增 強 殺 移 築	 ① 工事請負契約書の写し(契約金額が150万円以下の場合は、請書の写しでも可) ② 登記事項証明書(土地)および土地使用承諾書(様式第4-13号) ③ 登記事項証明書(建物)および建物使用承諾書(様式第4-14号) ④ 確認済証の写し ⑤ 住宅の平面図
宅	購 入	① 売買契約書の写し② 登記事項証明書(土地)および土地使用承諾書(様式第4-13号)③ 登記事項証明書(建物)④ 住宅の平面図
	修理	① 工事請負契約書の写し(契約金額が150万円以下の場合は、請書の写しでも可) ② 登記事項証明書(建物)および建物使用承諾書(様式第4-14号) ③ 修理箇所の図面および写真
	借入れ	① 賃貸借契約書の写し ② 住宅の平面図
敷	購入	① 売買契約書の写し② 登記事項証明書(土地)③ 住宅新築工事に係る誓約書(様式第4-15号)
AX.	借入れ	① 賃貸借契約書の写し ② 住宅新築工事に係る誓約書(様式第4-15号)
地	補修	① 工事請負契約書の写し(契約金額が150万円以下の場合は、請書の写しでも可) ② 補修箇所の図面および写真 ③ 登記事項証明書(土地)および土地使用承諾書(様式第4-13号)

住宅災害貸付けの場合は、上記に掲げる書類のほか、市区町村、警察署、消防署等の所轄官公署が 発行するり災証明書が必要となります。

- ※ その他、必要に応じて別途に書類の提出を求めることがあります。
- ※ 登記事項証明書は原本とします。(発行後3月以内のもの) 登記事項証明書は全部事項証明書または現在事項証明書とします。
- ※ 確認済証とは、建築基準法第6条の規定による証明書です。

④ 借替え

既に貸付けを受けている方が返済期間中に同一種別の貸付けを申し込む場合は、既貸付けの未償還元利金等を新たに申し込む貸付金の額から差し引いて貸付けます。 (借替え)

「新たに申し込む貸付金の額」は、返済中の貸付けに係る未償還元利金等の額に新たに必要とする資金の額を加えて算出しますが、その額に10万円(申込単位)に満たない額が生じたときは、これを切り捨てます。なお、「新たに申し込む貸付金の額」についても貸付限度額が適用されます。

(注記 1) 未償還元利金等…返済(償還) されていない元金+既経過利息+償還猶予残高 償還猶予残高とは

育児休業の取得等に伴い猶予された返済(償還)額のうち、未返済となっている残高。

(注記 2) 一般貸付け及び特別貸付けについては、既貸付金(一般貸付け及び特別貸付けに限る。)を交付した日の属する月の初日から起算して 2 年を経過するまでの期間は借替えの申し込みはできません。

(4) 返済方法

新規(借替えを含む。)に貸付けた貸付金は、次の表の「① 定期償還」の方法により返済(償還)することとなりますが、本人の希望により繰上償還の返済(償還)方法を利用することもできます。

- ①定期償還
 - ア 毎 月 償 還… 毎月元利均等額で給料から源泉控除を行います。 イ ボーナス併用償還… 毎月償還と併用して6月および12月の賞与(ボーナス)から源泉控除を行うこともできます。
- ② 全額繰上償還… 借受人の希望により未償還元利金等の全額を繰り上げて償還することができます。
- ③ 一部繰上償還… 借受人の希望により未償還元利金の一部を繰り上げて償還することができます。
- ④ 即 時 償 還… 借受人が退職や規程違反など一定の事由に該当したときには、未償還元利金等の全額を即時に償還しなければなりません。

【参考】

1回当たりの償還額は、公立学校共済組合本部または公立学校共済組合高知支部のホームページ内にある「貸付金・償還金シミュレーション」で算出することができます。

【本部ホームページ】 (https://www.kouritu.or.jp/)

- → (トップページ) 共済制度について
- → 資金をかりる
- → 貸付シミュレーション

【高知支部ホームページ】(https://www.kouritu.or.jp/kochi/)

- → (トップページ) 資金をかりる際の手続き
- → 償環(返済) について
- → 定期償還
- → 関連リンク「貸付シミュレーション」

① 定期償還

ア 毎月償還

貸付資金が送金された月の翌月から、毎月、給料から源泉控除する方法により償還します。 償還回数は、貸付種別ごとの償還限度回数の範囲内で借受人が希望する回数を設定すること ができます。

毎月の償還額の総額(他の種別の償還額を含む。)が給料月額の10分の3に相当する額を超える申し込みはできません。

イ ボーナス併用償還

借受人の希望により、毎月償還と併せて、6月と12月の賞与(ボーナス)から源泉控除する 方法により償還できます。

申込金額のうちボーナス償還に充てる額は、貸付金の2分の1以内で、50万円単位です。(100万円以上の申込金額に限り併用できます。)

償還回数は、貸付種別ごとの償還限度回数の範囲内で、毎月償還の償還回数の6分の1以内で 希望する回数を設定することができます。

1回の償還額の総額(他の種別の償還額を含む。)が給料月額の10分の6に相当する額を超える申し込みはできません。

ウ償還年額の限度額

当共済組合の償還年額の合計額(毎月償還の1回当たりの償還額の合計額×12+ボーナス償還の1回当たりの償還額の合計額×2)に他の金融機関等からの借入金に係る償還(返済)年額を加算した金額が、申し込み時の給料月額の4.8倍を超える申し込みはできません。

エ 1回当たりの償還額のシミュレーション

1回当たりの償還額は、申込金額に、希望する償還回数の賦金率(利率等ごとに定められています。)を乗じて得た額となります(円位未満の端数は四捨五入します。)。

② 全額繰上償還

未償還元利金等の全部を繰り上げて償還できます。手数料は必要ありません。 ボーナス償還に係る既経過利息及び償還猶予残額がある場合は、それを加えて償還することになります。

ア 繰上償還月 … 毎月実施

- イ 申込期限 … 繰上償還を希望する月の前月15日(15日が土曜日、日曜日または休日の場合はその前日)
- ウ 申込方法 … 申込期限までに「全額繰上償還申出書」(様式第4-22号)を提出
- エ 償還方法 … 繰上償還月の初旬に共済組合から送付する「振込依頼書」により最寄りの金融 機関から払い込み

③ 一部繰上償還

未償還元利金等の一部を繰り上げて償還できます。手数料は必要ありません。

ボーナス償還に係る既経過利息及び償還猶予残額がある場合は、それを加えて償還することになります。

一部繰上償還後の定期償還の方法を変更することはできません。 (例) 「毎月償還のみ→ボーナス併用償還」、「ボーナス併用償還→毎月償還のみ(ボーナス償還に係る未償還元利金の全額を償還する場合を除く。)」

ア 繰上償還月 … 2月と8月 (年2回実施)

イ 申込期間 … 12月1日~翌年1月15日、6月1日~7月15日(15日が土曜日、日曜 日または休日の場合はその前日)

ウ 申込方法 … 申込期間内に「一部繰上償還申出書」 (様式第4-23号) を提出

エ 償還方法 … 繰上償還月 (2月または8月) の初旬に共済組合から送付する「振込依頼書」 により最寄りの金融機関から払い込み

オ 繰上げできる金額

- a 毎月償還の場合
 - 一部繰上償還できる金額は10万円以上で、1円単位となります。
 - 一部繰上償還後の償還回数は、繰上償還月における未償還回数の範囲内で借受人が希望 する償還回数とします。ただし、毎月償還に係る償還額の合計額が給料月額の10分の3を超 えることはできません。
- b ボーナス併用償還の場合

一部繰上償還できる金額は20万円以上で、1円単位となります。ただし、その金額の2分の1以上をボーナス償還に係る未償還元利金の一部繰上償還に充てることが必要です(一部繰上償還でボーナス償還に係る未償還元利金をすべて償還する場合を除きます。)。

一部繰上償還後のボーナス償還に係る償還回数は、繰上償還月における未償還回数の範囲内で借受人が希望する償還回数とします。ただし、一部繰上償還後の毎月償還の回数の6分の1以内の回数とし、ボーナス償還に係る償還額の合計額が給料月額の10分の6を超えることはできません。

一部繰上償還後の毎月償還に係る償還回数、1回当たり償還額、その他方法等については、「①毎月償還の場合」と同様です。ただし、一部繰上償還額をボーナス償還に係る未償還元利金の償還にのみ充当した場合は、繰上償還後、ボーナス償還分の償還方法(償還回数及び1回当たり償還額)は変更できますが、毎月償還分の償還方法は変更できません。

カ 一部繰上償還後の新償還額の試算

一部繰上償還後の新償還額は、公立学校共済組合本部のホームページで算出することができます。

【本部ホームページ】 (https://www.kouritu.or.jp/)

- → (トップページ) 共済制度について
- →共済制度について
- →資金をかりる
- →貸付シミュレーション **(一部繰上シミュレーション)**

④ 即時償還

借受人が一定の事由に該当した場合、借受人は未償還元利金等の全額を即時に償還しなければなりません。

ア即時償還の事由

- a 退職または他の共済組合への異動等により組合員の資格を喪失したとき
- b 申込みの内容に偽りのあったとき
- c 住宅貸付けまたは住宅災害貸付けにおいて、その工事等が完了する確実性がないと認めら れたとき
- d 貸付規程に違反した事実が明らかになったとき

イ償環

退職手当が支給される場合は、未償還元利金等を退職手当から源泉控除します。控除できなかった金額は、別途、指定の振込依頼書により金融機関から払い込んでいただきます。

退職手当が支給されない場合は、未償還元利金等を指定の振込依頼書により金融機関から払い込んでいただきます。

他の共済組合への異動の場合も、未償還元利金等を指定の振込依頼書により金融機関から払い込んでいただくこととなります(異動先の組合によっては、借替え制度を利用できる場合があります)。

ただし、地方職員共済組合高知県支部、高知県市町村職員共済組合への異動に限り、近い将来、当組合に復帰する可能性があると思われ、本人が申し出たときには、当組合が異動先の地方公共団体に給料控除を依頼する制度(徴収嘱託)を利用することもできます。

(5) 償還の猶予について

次の事由に該当するときは、本人の申出によりあらかじめ定められた期間の範囲内で定期償還(毎月の給料およびボーナスからの源泉控除)を猶予(償還の停止)することができます。

	事 由	猶 予 期 間
1	住宅または住宅の敷地が水震火災その他の非常災害により損害を受けたとき(ただし、住宅・住宅災害・介護構造貸付けに限る。)	申出日の属する月の翌月から12か月の範 囲内
2	育児休業の承認を受けたとき	育児休業の承認期間内
3	引き続き1か月以上の介護休業(時間取得を除く。)の承認を受けたとき	介護休業の承認期間内
4	心身の故障のため休職となり、給料の全部が 支給されないとき	当該無給休職の期間内 ただし、傷病手当金又は傷病手当金附加金 (公務または通勤災害におけるこれに類 する給付を含む。) の支給を受けている期 間は除く。
5	配偶者同行休業※の承認を受けたとき ※海外に赴任する配偶者に同行するための休業	配偶者同行休業の承認期間内(3年を限度)

① 受付と締切日

ア受付方法

毎日受付(土・日曜日および休日は除く)

「償還猶予申出書」(様式第4-26号)に必要事項を記入し、所属所長を経由して提出してください。

イ 締切日

猶予を希望する月の前月の20日必着(20日が土曜日、日曜日または休日の場合はその前日)

ウ添付書類

事由発生等を確認できる書類(り災証明書、辞令書の写しなど)

※ 給付手続等のため、既に共済組合へ同様の書類を提出している場合は省略できます。

② 猶予された償還金の返済方法

猶予された償還金は、償還猶予期間終了後、次のいずれかの方法により返済していただきます。

- ア 償還猶予が終了した月の翌月から定期償還と併せて返済する(倍返し)。
- イ 倍返しをすることとしたときの期間の範囲内で一括して返済する。
- ウ 倍返しをすることとしたときの期間の範囲内で2回に分割して返済する。

倍返しをすることとしたときの期間の範囲内で猶予金の全部または一部を繰上返済できる制度(猶予金の繰上償還)もあります。

(6) 留意事項

① 貸付けの制限

申込人が、次のいずれかに該当する場合、貸付け(高額医療貸付けおよび出産貸付けを除く。)を行うことができません。

- ア 引き続く組合員期間が6月未満のとき
- イ 給与の差し押さえを受けるなど、支部長が償還の確実性がないと認めるとき
- ウ 一般貸付けにおいて、既に借り受けている一般貸付けの貸付金を交付した日の属する月の初日から起算して2年間(償還猶予期間を含む。)を経過する日までの間にあるとき
- エ 未成年者である組合員に対して貸付けを行う場合で、法定代理人(両親・親権者・後見人)から、金銭消費貸借契約に同意する旨の同意書を徴することができないとき (未成年者が婚姻している場合を除く。)
- オー般・教育・災害・医療・結婚・葬祭貸付けは、これらの未償還元金の合計額が700万円を超えるときは、当該額を超える貸付けを行うことができません。

② 各貸付けの留意事項

ア一般貸付け

- a 借替えを行う場合、既貸付金を交付した日の属する月の初日から起算して2年を経過しなければ、申し込むことができません。
- b 支払い後(貸付けの申込期間(※)内に支払ったもの)の貸付けの申込みも認める こととしますが、支払日から概ね1月以内とします。

イ 特別貸付け

- a 特別貸付けについては、ボーナスの併用、および償還の猶予は利用できません。
- b 償還開始日が翌年度(任期終了後)となるときは貸付けを申し込むことができません。

ウ 住宅貸付け

- a 「組合員が自己の用に供する」とは、組合員が現に自己の用に供する目的で使用する場合をいいます。
- b 住宅又は住宅の敷地の借入れをするため資金を必要とする場合は、当該借入れにつき一時的に必要となる資金に限り貸付けの対象となります。従って、権利金、敷金および礼金等は当該資金の対象となりますが、家賃および地代等継続して支払うこととなるものは含まれません。
- c 仮登記が設定されている物件を購入する場合は、売買当事者以外の権利を有する者が承 諾したことを条件とします。
- d 貸付申込日以前に所有権移転登記を完了している場合でも、契約書上、売買代金を完納 してしないことが明らかな場合には、申し込むことができます。

なお、貸付日が支払期日より遅れること等の組合の事情により、金融機関等からの融資 (つなぎ融資)を受けて売買代金を完納し、所有権移転登記を完了している場合は、申し 込むことができます。 e 敷地の購入において、都市計画法その他の法令において住宅の建築を制限する規定に該当することが明らかなときは、当該敷地の購入に対する貸付けを申し込むことはできません。

エ 住宅災害貸付け

次に掲げる事項のほかは、住宅貸付けに準じます。

- a 組合員が自己の用に供している住宅または敷地が水震火災その他の非常災害により5 分の1以上またはこれと同程度の損害を受け、新築等をするための資金を必要とする場合 に申し込むことができます。
- b 住宅災害貸付けは、り災後1年以内に資金を必要とする場合の貸付けを原則とします。なお、激甚災害を理由とする場合は、激甚災害の期間終了後3年以内とします。

オ 介護構造部分に係る貸付け

- \mathbf{a} 「理事長が別に定める要介護者に配慮した構造」とは、次の $\mathbf{I} \cdot \mathbf{\Pi}$ に掲げる基準例によるものとします。
 - I 介護対応構造
 - ・段差の解消
 - ・手すりの設置または設置可能な下地補強
 - ・車椅子が利用できる幅の廊下・居室等
 - 洋式で広いトイレ
 - ・入浴しやすい浴槽
 - Ⅱ 介護機器の設置
 - ・ホームエレベーター
 - ・天井走行リフト
 - 階段昇降機
- b 介護構造部分に係る貸付けについては、普通構造部分に係る貸付けがない場合 においても、申し込むことができます。
- c 介護構造部分に係る貸付けについては、申込時における要介護者の有無を問わないものとします。

カ 教育貸付け

- a 入学または修学するための学校の範囲には、学校教育法によらない国内にある教育機関 (学校教育法で規定する学校として認可されていない予備校(私塾等))は含みません。 また、学校教育法に定める教育機関であっても、入学(修学または受講)する課程の修 業年限が1年に満たない場合は含みません。
- b 外国の教育機関とは、入学(修学または受講)する課程の修業年限が3月以上であり、 かつ正規の教育課程の修業年限が1年以上である教育機関をいいます。
- c 教育貸付けの対象となる費用は、貸付日から概ね1年以内に必要とする費用で、入学金、 授業料、その他の諸経費など学校に納入するもののほか、下宿代、アパート代、通学定期 券代、他の金融機関からの教育ローンの借替え費用も対象に含まれます。
- d 貸付日が支払期日より遅れること等の組合の事情により、金融機関等からの融資(つなぎ融資)を受けて代金を完納している場合は、申し込むことができます。
- e 支払い後(貸付けの申込期間(※)内に支払ったもの)の申込みも認めることとしますが、支払日から概ね1月以内とします。

キ 災害貸付け

- a 非常災害には水震火災のほか、交通事故、盗難等不慮の事故による災害を含みます。
- b この貸付けは、り災後3月以内に申し込むものとします。

ク 医療貸付け

- a 医療を受けるための費用とは、医療費として医療機関に支払う費用のほか、療養のために要する諸費用(通院費、日常諸雑費等)で、支部長が認めた費用とします。
- b この貸付けは、現に医療を受けている者を対象としますが、治癒した者についても、治癒した日から1月以内である場合は対象となります。

ケ 結婚貸付け

- a この貸付けは、原則として6月以内に結婚(内縁関係を含む。)する者が申し込むもの とします。
- b 支払い後(貸付けの申込期間(※)内に支払ったもの)の申込みも認めることとしますが、支払日から概ね1月以内とします。

コ 葬祭貸付け

- a 葬祭貸付けにおける葬祭とは、次に掲げるものとします。
 - I 葬祭対象者に係る葬儀
 - Ⅱ 葬祭対象者の死亡日から2月以内に行われる当該葬祭対象者に係る服喪および追 悼等のための行事(法事など)
 - Ⅲ 葬祭対象者の死亡に伴う墓地の取得および墓石の建立(これらとともに行われる祭祀を含む。)
- b 平成8年7月1日以降の死亡を事由として行う葬祭を対象とします。
- c 支払い後(貸付けの申込期間(※)内に支払ったもの)の申込みも認めることとしますが、支払日から概ね1月以内とします。

サ 高額医療貸付け

- a 貸付金の額は1,000円を単位とし、高額療養費の支給額に相当する額の範囲内で申し込みできます。
- b 高額医療貸付けにあっては、利息は徴しません。
- c 償還については、共済組合が支給する高額療養費等から源泉控除します。

シ出産貸付け

- a 貸付金の額は1,000円を単位とし、出産費相当額の範囲内で申し込みできます。 なお、多胎の場合の貸付限度額は、出産費相当額に胎児の数を乗じて得た額の範囲内と なります。
- b 出産貸付けにあっては、利息は徴しません。
- c 償還については、共済組合が支給する出産費等から源泉控除します。
- (※) 申込期間···一般・教育・結婚・葬祭貸付けの留意事項における申込期間とは、 前月の貸付申込締切日の翌日から貸付申込月の締切日までをいいます。

③ その他の留意事項

特定激甚災害関連貸付け・共済間借替え・他の金融機関からの教育ローンの借替えを希望する場合は高知支部まで直接連絡してください。

④ 貸付後の手続き等

ア 貸付後の完了報告

住宅貸付け、住宅災害貸付けまたは介護構造部分に係る貸付けの借受人は、当該貸付けの対象となった不動産に係る工事または購入を、**貸付日の属する月の翌月から起算して6月以内に完了させ、必要書類を添えて完了報告書を提出しなければなりません。**

イ 貸付後の住宅建築義務

住宅の敷地のみを購入又は借入れするため住宅貸付けまたは住宅災害貸付けを受けた借受人は、**貸付日から5年以内に当該敷地に住宅を建築し、必要書類を添えて報告書を提出しなければなりません。**

ウ貸付後の行為の制限

住宅貸付け、住宅災害貸付けまたは介護構造部分に係る貸付けの借受人は、当該貸付金の償還が完了する以前に、その貸付けに係る不動産について次に掲げる行為をしてはなりません。

- a 不動産の全部または一部を他に貸付けること
- b 不動産の全部または一部を他に譲渡すること
- c 不動産の価値を明らかに減少させるおそれのある行為をすること

(7) 団信制度

① 団体信用生命保険(だんしん)

「だんしん」とは、住宅貸付け、住宅災害貸付け、介護構造部分に係る貸付けまたは教育貸付けを借り受けている組合員がこれらの貸付金の償還途中に万一死亡したり、一定の障害状態となった場合に、その貸付金に係る未償還額を保険会社が負担することにより組合員または遺族の財産を保全する制度です。保険料は貸付金額(残高)により算出され、年1回、口座振替の方法により借受人が負担することとなります(任意加入)。

② 債務返済支援保険

「債務返済支援保険」とは、「だんしん」の適用を受けている組合員が、障害または疾病(所定の精神障害を含む。)により就業障害状態となったとき、貸付金の返済金相当額(平均返済月額)を保険金として加入者に支払うことで就業障害期間中における所得の減少を補填する制度です。「だんしん」制度の特約制度となっているため、加入に当たっては「だんしん」への加入が必要となります。

「だんしん」制度への加入申込みは貸付申込時が原則となりますが、中途加入の募集を行っています。 (年1回・毎年10月頃)

(8) 住宅貸付Q&A

- (Q1) 名義が親(単独)である建物の修理を行うこととなりましたが、住宅貸付けを利用することはできますか?
- (A1) 申込人(組合員)が居住する場合は、申し込むことができます。

組合員が住居として用いるための土地または住宅の名義人は、組合員の単独名義または 組合員とその他の者の共有名義であること。ただし、組合員の配偶者、子(養子を含む)、 父母(養父母を含む)および配偶者の父母が名義人であって、組合員と名義人が同居する 場合は、貸付けを申し込むことができます。

なお、組合員の配偶者および子(養子を含む)、父母(養父母を含む)および配偶者の 父母の単独名義の住宅に係る申込事由が、増築、改築、移築若しくは修理または敷地の補 修である場合(新築、購入、借入れ、敷地購入、敷地借入れである場合以外)は、組合員 が当該住宅に居住すること(組合員が当該親族と同居することは要しません。)を条件に、 貸付けを申し込むことができます。

- (Q2) 車庫を建てたいのですが、住宅貸付けを申し込むことができますか?
- (A2) 賃貸・営利を目的とするものでなければ、申し込むことができます。

倉庫、車庫、へい等だけを自己の用に供する目的で新設または改造する場合も、住宅の一部とみなして貸付けを申し込むことができます。ただし、申込人(組合員)が居住する住宅に隣接している必要があります。

- (Q3) 住宅を建築するのに資金を借りたいのですが、所有している敷地に抵当権が設定されています。住宅貸付けを申し込むことはできますか?
- (A3) <u>抵当権を抹消させること等</u>を条件に、申し込むことができます。ただし、当該権利がその不動産を取得するために設定されたものである場合を除きます。

組合員が住居として用いるための土地または住宅に抵当権等の借受人に不利益を及ぼ す権利が付随する場合は、借受人が当該権利の関係人に対し当該権利を抹消させること等 を貸付けの条件とします。ただし、当該権利がその土地の購入または住宅を新築等するた めに設定されたものである場合は、当該権利を抹消すること等を条件とせず、貸付けを申 し込むことができます。

- (Q4) 店舗を含めた住宅を建てるのですが、住宅貸付けを申し込むことはできますか?
- (A4) 申し込むことはできますが、貸付金額に制限があります。

組合員が自己の用に供する住宅に、住居以外の用に供する部分(店舗等)がある場合は、 当該住宅の取得に要した費用を延床面積に対する住居部分の床面積の割合で按分した金額 を限度に、貸付けを申し込むことができます。